

社 援 発 0 3 2 7 第 1 号

令 和 2 年 3 月 2 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

介護職チームケア実践力向上推進事業の実施について

標記については、リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に
応じたサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めてい
くことを目的として、別紙のとおり「介護職チームケア実践力向上推進事業実施要綱」を
定め、令和2年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、平成31年3月28日社援発0328第25号当職通知「介護職機能分化等推進事業の
実施について」は、令和2年3月31日限りで廃止する。

(別紙)

介護職チームケア実践力向上推進事業実施要綱

1. 事業目的

生産年齢人口の減少が本格化する中、認知症の症状や終末期の看取りへの対応等、多様化、複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応するためには、リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めていく必要がある。

このため、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタント等を活用し、リーダー的介護職員の育成等チームケアの実践を強力に推進することにより、介護現場に従事する職員の不安を払拭し、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図るとともに、その成果を全国に展開する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）及び都道府県等が適当と認めた団体とする。

なお、都道府県等が実施する場合は、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託して差し支えない。

都道府県等が適当と認めた団体が実施主体となる場合にあっては、当該都道府県等を通じた間接補助により交付するものとする。

3. 事業内容

本事業は、原則として以下の内容をすべて行うものとする。

- (1) 事業の企画や分析等を行う企画評価委員会の設置、運営
- (2) 地域の特性を踏まえ、介護助手等多様な人材を呼び込むとともに、OJT等により育成する取組
- (3) 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（平成31年3月厚生労働省老健局）を踏まえ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等による助言を得ながら実施する以下の視点による取組

- ・ リーダー的介護職員等の人材育成（マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等）やキャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）
 - ・ 利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気づき、コミュニケーション等）
 - ・ 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践（清掃・配膳・見守り等の周辺業務と専門性の高い業務との切り分け等業務分担の整理、能力に応じた業務への適切な配置等専門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築、利用者の自立支援・満足度等サービスの質向上への取組、多職種連携の深化、その他必要な職場環境の整備）
- (4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討
- (5) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

4. 国庫補助基準額

本事業の国庫補助基準額は、事業に取り組む介護事業所の数に応じて次表に掲げる区分によるものとする。なお、国庫補助率は定額とする。

区分	国庫補助基準額
6事業所以上	30,000千円以内
3～5事業所	20,000千円以内
2事業所	10,000千円以内

5. その他

- (1) 本事業の実績については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の実績報告とは別に、以下の項目を整理して、厚生労働省へ提出すること。なお、様式や提出期限については別途定める。
- ・ 地域の特性等、事業実施の背景
 - ・ 取組の内容、ねらい
 - ・ 効果測定、検証
 - ・ 都道府県等による所見 等

(2) 厚生労働省は、本事業の実施主体に対して、本事業の実施状況に関する調査・ヒアリング等を行うことができるものとする。

(3) その他留意事項

当該事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から補助対象外となるため、以下の点に留意すること。

ア 当該事業のうち、介護助手等に要する人件費については、適正に執行する必要があることから、当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業との従事状況（勤務時間数等）を区分すること。また、その従事状況を踏まえて適切に按分すること。

イ 当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。